

Ver.2.2
6月30日時点

みどり 水土里ビジョン策定マニュアル

令和7年 6月
農村振興局土地改良企画課

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

はじめに

- 農業集落が小規模化・高齢化する中で、土地改良施設のみならず、同じ水系の末端の水路等施設も含めた施設全体での保全活動やその実施体制が脆弱化し、また、その体制の中心となる土地改良区自体も、小規模なものでは、専任職員の不在等体制が脆弱化しています。
- これらの課題に対応するには、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する取組を推進する体制を構築することが必要です。
- そのため、令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する**連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）**が位置付けられたところです。
- 本マニュアルでは、水土里ビジョン策定にあたっての基本的な考え方について整理しています。一方で、地域によって抱える課題は様々ですので、個別具体的な案件の検討に際しては、各地域のニーズ等に応じて柔軟にご対応ください。
- 本マニュアルが、水土里ビジョンの作成を進める上で、土地改良区をはじめ、関係者の皆様のご参考になれば幸いです。

目次

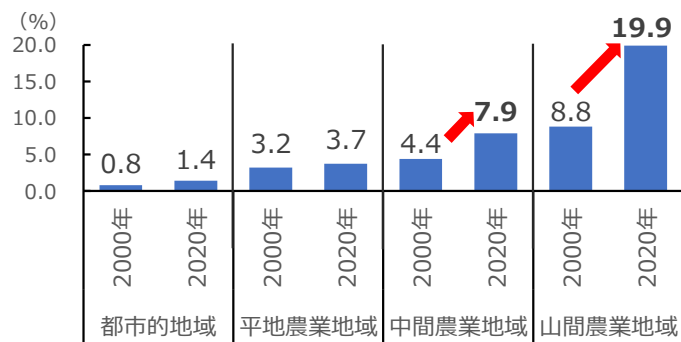
01. 水土里ビジョンの必要性-----	p3
02. 水土里ビジョンの取組によるあるべき姿（将来像）-----	p4
03. 水土里ビジョンの位置付け-----	p5
04. 水土里ビジョンと地域計画の関係-----	p6
05. 水土里ビジョンの策定支援-----	p7
06. 水土里ビジョンのメリット措置-----	p8
07. 水土里ビジョンを策定するにあたっての視点-----	p9
08. 水土里ビジョンの策定手順-----	p10
Step01 区域設定-----	p12
Step02 地域協議会の設置-----	p14
Step03 水土里ビジョンの策定-----	p18
Step04 水土里ビジョンの認可申請-----	p35
Step05 水土里ビジョンに基づく保全の取組-----	P37
09. お問い合わせ先-----	P38

01. 水土里ビジョンの必要性

- ・ 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、地域住民による末端の農業水利施設の管理に関する活動が困難となる傾向。
- ・ 施設管理に要する費用は、老朽化する施設の更新費用を含め、今後も増嵩していく見込み。
- ・ 土地改良区においてはその半数で専任職員がおらず、施設の管理などの求められる役割を十分に果たせなくなるおそれ。
- ・ これらの課題に対応するには、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、**保全に関する取組を推進する体制を構築**することが必要。

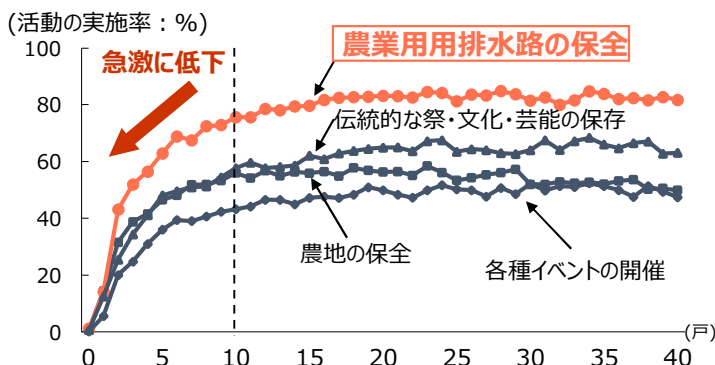
地域住民による施設保全活動の困難化

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

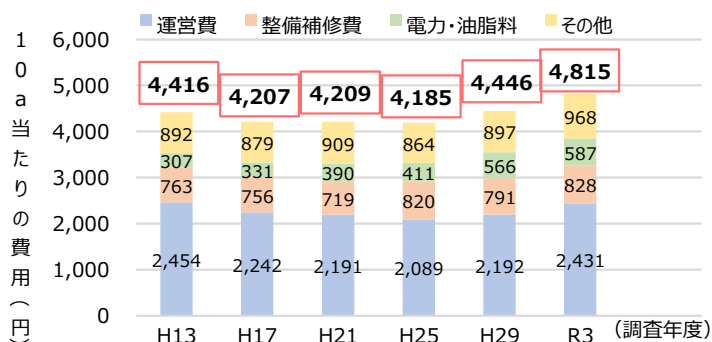
集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

維持管理の負担の増加

土地改良施設の維持管理費用の推移



資料：農林水産省

注1：金額は調査年度の2年度前の収支決算による。（例：2021年の金額は、2019年の収支決算による）

注2：項目の「運営費」は、運営事務費、役員報酬及び職員人件費

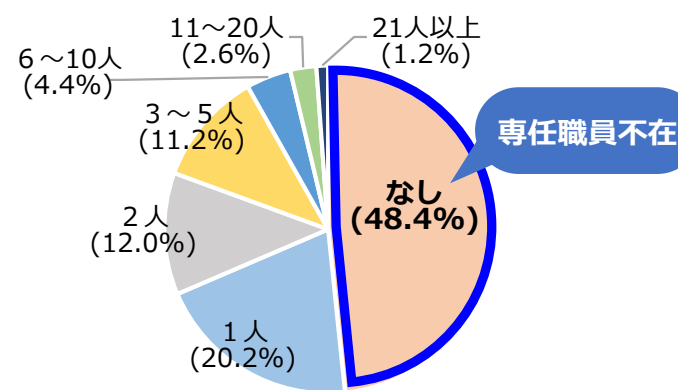
注3：項目の「その他」は、人件費、助成金等、適正化拠出金及びその他費用

維持管理費の増高要因



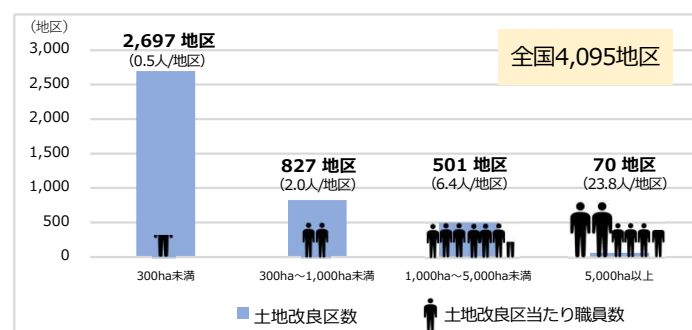
維持管理体制の脆弱化

土地改良区の職員設置状況



（令和5年度末、農林水産省）

面積規模別の職員数（土地改良区）



（令和5年度末、農林水産省）

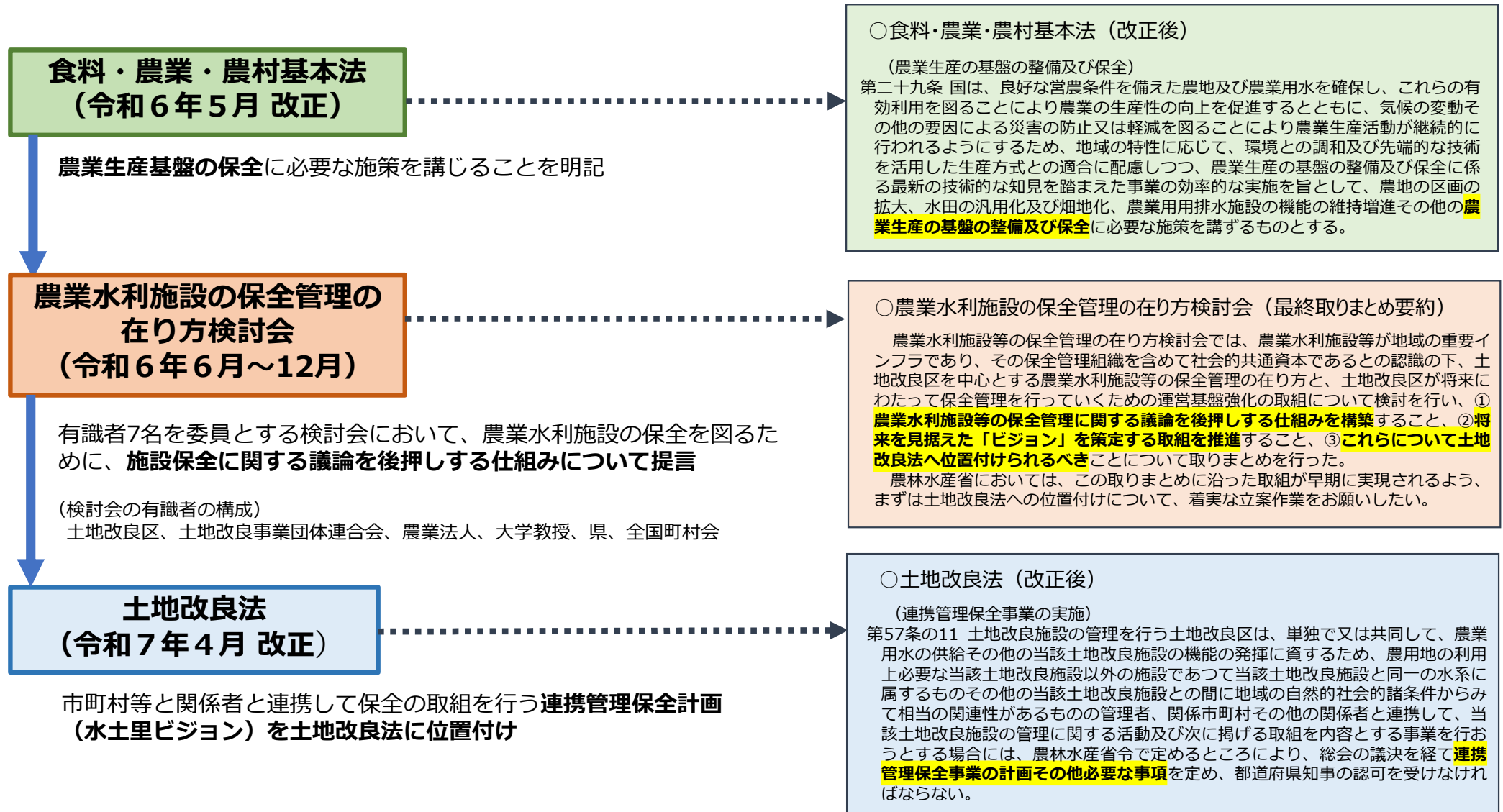
02. 水土里ビジョンの取組によるあるべき姿（将来像）

- ・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいけるよう、「**水土里ビジョン**」の仕組みを創設。
 - ・「水土里ビジョン」は、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の**将来を見通して**、
 - ① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（**地域の農業生産基盤の保全**）
 - ② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（**土地改良区の運営基盤の強化**）
- に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定。



03. 水土里ビジョンの位置付け

- 改正食料・農業・農村基本法において、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることを明記
- 全国土地改良事業団体連合会において、有識者7名を委員とする「農業水利施設の保安全管理の在り方検討会」を開催。農業水利施設の保全に関する課題を整理し、市町村等を含めた施設保全に関する議論を後押しする仕組みについて提言
- 改正土地改良法において、土地改良区と市町村等の関係者が連携して保全の取り組みを行う「水土里ビジョン」を法律に位置付け



04. 水土里ビジョンと地域計画の関係

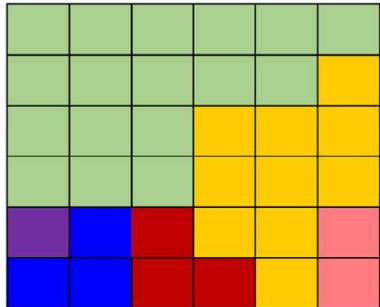
地域計画

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画

- 地域における農業の将来の在り方（高収益作物の作付計画等を含む）
- 農業上の利用を行う農用地等の設定
- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- 上記を踏まえた目標地図（地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図）

※地域計画の策定に際して土地改良区が協議の場に参画。

目標地図



目標地図に基づくほ場の大区画化



地域計画に描かれた姿を前提とした農業生産基盤の整備及び保全を構想

水土里ビジョンにより持続的な農業生産基盤の整備及び保全を確保

水土里ビジョン

地域の土地改良施設等の機能を将来にわたって持続的に発揮させるための計画

- 地域の関係者の適切な役割分担による維持管理の効率化
 - ・施設の維持管理に関する役割・費用分担
 - ・老朽化施設の更新・補修・機能回復
- 人口減少に対応した農業生産基盤の整備及び保全
 - ・ICTを活用した施設管理の省力化・効率化
 - ・営農形態の変化（畑地化、スマート農業等）に対応した施設再編
- 土地改良区の運営の効率化
 - ・合併、土地改良区連合の設立

水土里ビジョンの目的

地域の農業生産基盤の保全



・役割分担の明確化
・連携体制の構築 等

土地改良区の運営基盤の強化



・人材の確保
・経営収支健全化
・再編 等

将来にわたって地域の良好な営農環境を維持・確立

将来にわたる地域の農業生産の継続

05. 水土里ビジョンの策定支援

- 土地改良区機能強化支援事業において、水土里ビジョンの策定支援を実施。

土地改良区機能強化支援事業（R7～R11まで）

水土里ビジョンの策定に必要な経費を支援

補助対象経費

- 施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- 施設諸元データの電子化等
- 運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- 会議室借上げ 等

事業主体：土地改良区

補助率：定額（1ビジョン当たり300万円を上限）

＜支援の活用にあたって＞

事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定。

上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能。



経営診断・改善指導への支援

① 経営診断

決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行う。

（水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

水土里ビジョンには、経営診断結果及び経営診断結果に基づく対応方針を記載する。

※経営診断は、基本的には本支援の活用を想定しているが、土地改良区が本支援ではなく独自に会計の専門家等を活用して自ら経営診断を行うことも可。

② 改善指導

地域の土地改良施設の適切な保全・更新に向けた課題を解消し、土地改良区の経営を改善するために必要な調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

※本支援は、水土里ビジョンを策定しない場合であっても単独での活用が可能です。

（水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

水土里ビジョンに策定した取組を実施するに当たって必要となる調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

例：営農形態の変化を踏まえた効率的な維持管理方法や施設規模の見直しについて
ため池湖面を利用した太陽光発電等、新たな収入確保方策について
施設の保全体制の確立に向けた民間企業等との連携（マッチング）について

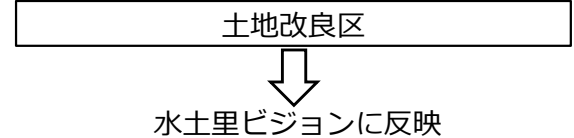
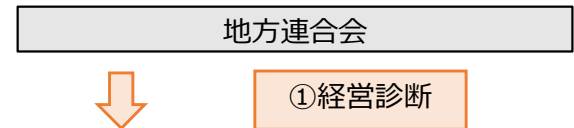
＜支援内容＞

経営診断、改善指導それぞれ、指導1地区当たり8万円の定額補助
（一つの地区に対して両方の指導を行うことも可。）

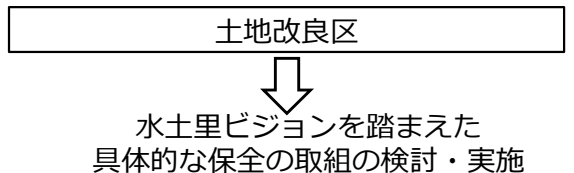
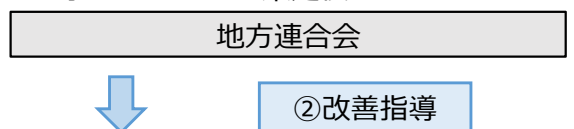
＜支援の使い分け＞

（水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

○ 水土里ビジョン策定前



○ 水土里ビジョン策定後



06. 水土里ビジョンのメリット措置

- 水土里ビジョンに基づく取組が円滑に進むよう、法制度上の措置や予算面での支援策といったメリット措置を用意。

法律上の制度措置

支援措置	措置内容
情報通信環境整備事業の手続きの簡素化	情報通信事業の活用のための環境整備に必要な事業の計画（計画の変更を含む。）を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、認可を受けた当該連携保全計画に従って行う当該事業に係る計画の認可（計画の変更の認可を含む。）を不要とする。
土地改良区の合併手続きの簡素化	土地改良区の合併に係る事項を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、当該合併については、土地改良法の合併に関する都道府県知事の認可（第72条第2項）を不要とする。

予算面での支援策

事業名	支援内容
土地改良区機能強化支援事業	水土里ビジョンに位置付けられる合併について、支援基準を緩和（水土里ビジョンを策定する場合「合併後の面積300ha以上」を撤廃）
土地改良施設維持管理適正化事業	整備補修事業のうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率を引き上げる（補助率 30%→40%）とともに、資金の造成に財政融資資金を活用することにより、任意の年度に実施可能（基本的には加入初年度に実施）。
水利施設管理強化事業	水土里ビジョンに位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携管理保全型」を創設（補助率 約19%（実質）→25%）

その他、農業農村整備事業等の新規地区採択に当たって、水土里ビジョンを策定する地区を優先配慮する措置を用意。

07. 水土里ビジョンを策定するにあたっての視点

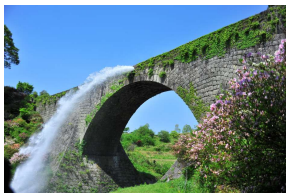
- 地域に根差す水土里ビジョンとするため、水土里ビジョンの策定にあたっては、地域の実情を踏まえて次の視点に留意する必要があります。

地域の関係者による施設保全に係る機運醸成

こんにち

今日の農業水利施設は、水争いや洪水・干ばつ等の激しい気候変化への対応を繰り返しながら、先人の努力と土木技術の発展によって形成されてきました。これらの施設は人間の生命の維持に欠くことのできない食料の安定供給を支えるのみならず、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮に寄与しています。

このような歴史や機能について、地域の関係者への普及啓発の促進を図ることで、施設保全に係る機運が醸成されと考えます。



古くから農業を支えてきた水路



安定的な食料供給



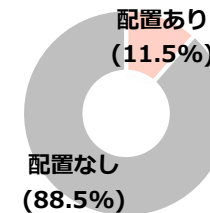
洪水防止機能

土地改良区運営への多様な人材の活用

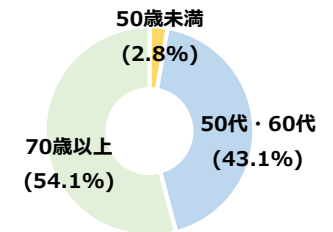
組合員の高齢化、農業水利施設の老朽化等が進む中で、土地改良区が今後も農業を支え、地域に貢献する組織であるためには、性別や世代を問わず、様々な人々が力を合わせる必要があります。

そのためには、施設の保管理や地元調整に係るノウハウの継承や、関係者間における多様な人材に関する情報共有など、土地改良区運営への多様な人材の関与の促進を図ることが必要です。

<女性理事の配置状況>



<理事の年齢構成>



省力化、効率化に関する技術の導入

今後の農業従事者の減少を踏まえると、将来的にほ場周りの管理作業が営農の負担となるおそれがあります。

将来にわたって施設管理を適切に行っていくためには、地域の状況に応じて、ICTの活用やその基盤整備の推進を図ることが重要です。

<情報通信基盤の整備>



小区画のほ場、情報通信基盤の未整備



圃場の大区画化、情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS基準局）の整備



水路のパイプライン化



遠隔監視による水管理

<施設管理の省力化・効率化>

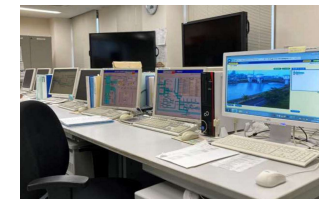
土地改良区の持続的な運営

人口減少や営農の多様化が進む中で、相対的に土地改良区に期待される役割は広がっています。そのため、地域の良い営農環境を維持・確立するためには、土地改良区の持続的な運営が不可欠です。

そのためにも、組合員のニーズに適切に対応するとともに、土地改良区の職場環境の改善や実務を担う職員等の資質向上等の取組を推進する必要があります。



適切なメンテナンスによる農業用水の安定供給



水管理制御システムの導入による管理作業の負担軽減



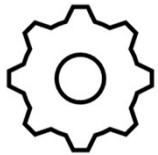
研修による資質向上

08. 水土里ビジョンの策定手順

- 土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、水土里ビジョンを策定しようとする区域を設定。
- 地域の関係者により構成される協議会を組織し、協議の結果を踏まえて、水土里ビジョンの策定に取り組む。
- 策定した水土里ビジョンを踏まえて、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担しながら地域の農業水利施設の保全を推進。

Step 01 (p12,p13)

区域設定



土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

Step 02 (p14~17)

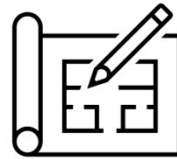
地域協議会の設置



土地改良区は、水土里ビジョンの策定及び実施に関し必要な事項について協議を行うために、地域の関係者※¹からなる協議会を組織

Step 03 (p18~p34)

水土里ビジョンの策定



土地改良区は、協議会における市町村等の関係者による議論を踏まえて、水土里ビジョンを策定※²

Step 04 (p35,p36)

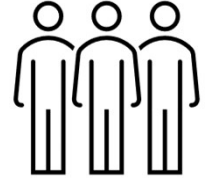
水土里ビジョンの認可申請



都道府県はビジョンの認可の申請があった場合において、その内容が基準に適合する場合は、その認可を行う※³

Step 05 (p37)

水土里ビジョンに基づく保全の取組



策定した水土里ビジョンに基づき、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担※⁴しながら、地域の農業水利施設の保全を推進

※1：施設の管理者（水利組合、自治会、農業協同組合など）、関係市町村、その他の関係者（多面活動組織、施設管理協力者）等を想定

※2：水土里ビジョンの策定は任意であり、地域の実情に応じて必要性を判断

※3：土地改良区は水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請を行い、都道府県はそれらの認可を行う

※4：水土里ビジョンは、役割分担等に変更が生じる場合等において、必要に応じて変更することが可能

08. 水土里ビジョンの策定手順（進め方のイメージ）

※地域によって進め方や経過は異なります。あくまで取り組む際の参考です。



08. Step01 区域設定（区域設定の流れ）

- 水土里ビジョンは、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性などを考慮の上、区域を定め、重畳・重複・隣接関係にある土地改良区が一体となった上で、関係者と連携を密に取り組むことが重要。

区域設定

都道府県は土地改良区に対し、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性などを十分に踏まえた区域となるように指導・助言を行います。（[区域の考え方の例は次ページ](#)）

土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら区域を設定します。
なお、区域の設定に当たっては、[土地改良区の受益地内を基本](#)としますが、関係機関からの要請等により地区編入を検討する場合や、受益地の周辺地域の関係団体等と連携して保全管理を実施する場合等は、これらの地域を含むことができるものとします。

区域設定にあたっての留意点

- ① **既存の「土地改良区統合整備基本計画」との整合性**
土地改良区統合整備計画は、都道府県知事が土地改良区間の重畳・重複、事業関連、行政区域などを考慮しつつ有識者に諮った上で、合併・解散構想を策定したものであることから、著しくかけ離れることのないよう留意すること
（※土地改良区が安定的な運営基盤を持てるようにすることが重要であり、土地改良区統合整備計画どおりの区域を設定した場合においても、そのことをもって直ちに合併・解散の義務を負うものではありません。）
- ② **国営・都道府県営土地改良事業との関連性**
国営・都道府県営土地改良事業を実施した地域は、水系等が同一である可能性が高いことから事業計画等を十分考慮すること
- ③ **地域の核となる施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等）の受益性**
注意点は②と重複するが核となる施設の受益性を十分考慮すること
- ④ **行政区域などの地域性**
核となる施設がない場合は、連携管理保全事業を的確に実施できる体制が可能となるよう行政区域などを十分考慮すること
- ⑤ **統合整備後の受益性**
水土里ビジョンは合併の前段階の準備となることもあるため、合併して円滑に事業が行えるよう十分配慮すること
- ⑥ **情報通信技術との整合性**
水土里ビジョンに農村地域で情報通信技術（ICT）の活用を位置付けようとする場合には、整備後の地域をカバーする通信網が構築されていることが必要となることから、通信網の整備状況や今後の見通しを十分考慮すること

土地改良区運営基盤強化協議会との連携

都道府県は、水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区に対し、区域を定めるための指導・助言を行おうとする場合、必要に応じ、[都道府県協議会](#)※に意見を求めるものとします。

なお、意見を求める場合は、ア) 区域の考え方、イ) 区域の中核となる土地改良区及び地域協議会を設立する場合の構成員、ウ) 区域図、エ) その他参考資料を添付するものとします。

※都道府県協議会：土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細やかな対応を検討し、関係機関が連携協力して土地改良区の支援に当たるため、各都道府県に設置されている協議会。都道府県、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県の実情により市町村その他必要な者で構成される。

08. Step01 区域設定（区域のイメージ）

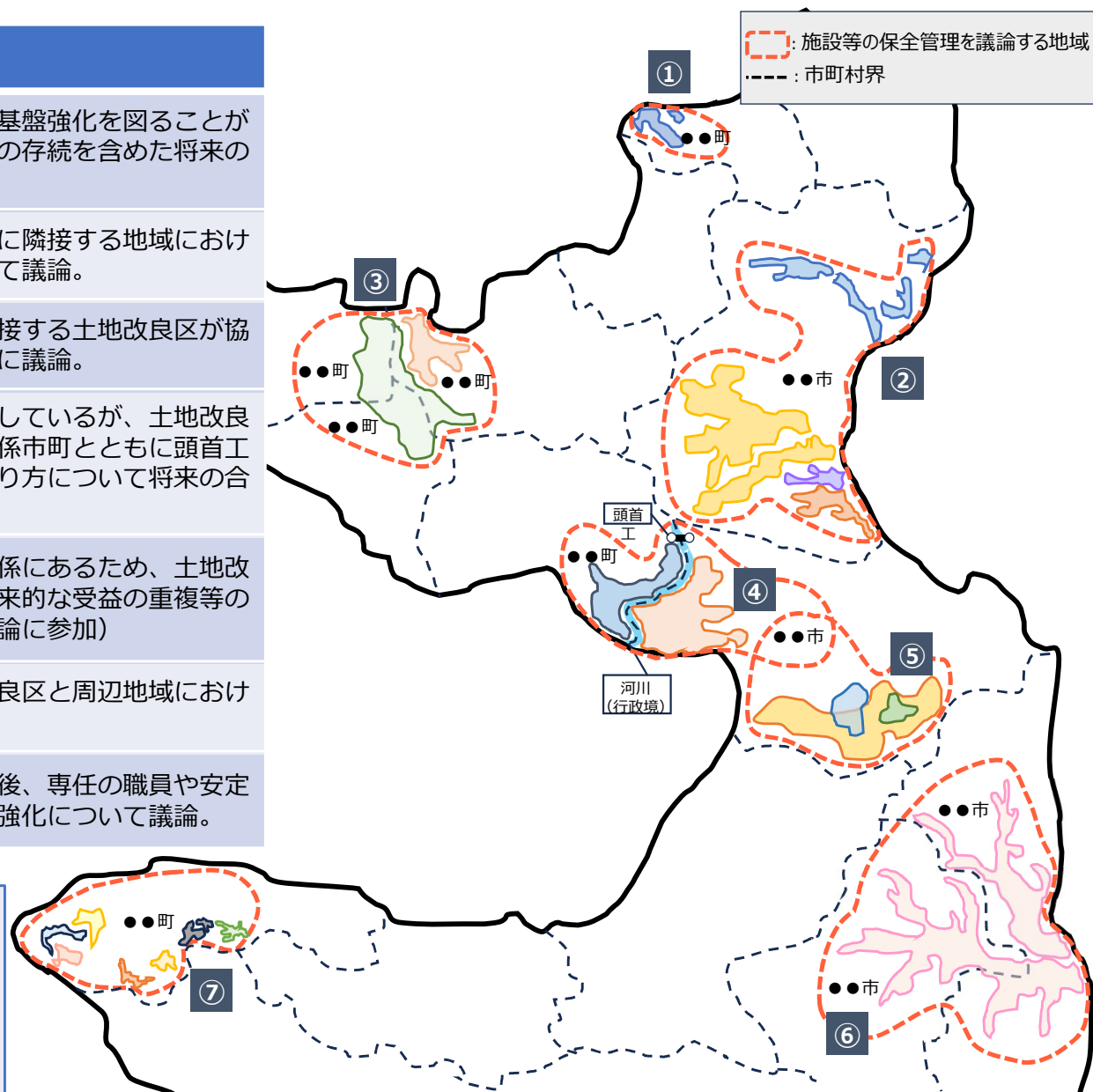
※あくまで例であり、地域の実情に応じて区域を設定してください。

No.	土地改良区数	市町村数	議論の進め方（例）
①	1	1	近隣に他の土地改良区がなく、合併等による運営基盤強化を図ることができないため、町（行政）と連携して土地改良区の存続を含めた将来の施設管理の在り方を議論。
②	4	1	同一市内にあるすべての土地改良区と土地改良区に隣接する地域における施設管理の在り方を、市（行政）が中心となって議論。
③	2	3	行政区域を跨る土地改良区とその土地改良区に隣接する土地改良区が協力して施設管理する体制を関係3町の役割とともに議論。
④	2	2	2つの土地改良区はそれぞれ異なる行政区域に属しているが、土地改良区連合を設立して頭首工を共同管理しており、関係市町とともに頭首工やその他の関連施設に関する将来の施設管理の在り方について将来の合併も踏まえ議論。
⑤	3	1	3つの土地改良区は、それぞれ重複または重畳関係にあるため、土地改良区に隣接する地域も含め施設管理の在り方や将来的な受益の重複等の解消（合併等）について議論。（市は④と⑤の議論に参加）
⑥	1	2	土地改良区の受益が2市に跨ることから、土地改良区と周辺地域における将来の施設管理を2市を含めて議論。
⑦	7	1	同一町内に複数の小規模な土地改良区があり、今後、専任の職員や安定的な賦課金徴収の確保などを図るための運営基盤強化について議論。

区域設定の注意点

原則として、一つの土地改良区を分割する区域設定は行わない。また、一つの土地改良区において、用水、排水、農道等の管理形態ごとに複数の水土里ビジョンを策定する区域は設定しない。

設定区域内において、先行して合意した土地改良区や地域の関係者のみで連携した水土里ビジョンを策定し、当該ビジョンにその他の土地改良区や地域の関係者を段階的に加えていくことは可能。



08. Step02 地域協議会の設置

- 水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区は、必要に応じて市町村その他の関係者により構成される**協議会**（以下「**地域協議会**」という。）を設置することができる。

地域協議会

- **土地改良区は**、水土里ビジョンの策定に当たり、**地域協議会を組織することができる**こととされています（法第 57 条の 14 第 1 項）。
- **地域協議会の構成員は**、**協議の結果を尊重しなければならない**とされています（法第 57 条の 14 第 2 項）。

地域協議会のイメージ図

関係組織

- ① 土地改良施設の管理を行う土地改良区又は土地改良区連合
- ② 当該土地改良施設と関連する施設の管理者（水利組合、自治会、農業協同組合、水資源機構など）
- ③ 関係市町村（区域と行政区域が重畳・重複関係にある市町村）
- ④ 地域の農地や営農について知見を有する者（農業委員会など）
- ⑤ その他の関係者（多面活動組織、施設管理協力者など地域の実情に応じて選定）
このほか、オブザーバーとして国及び都道府県の職員を加えることができる

構成員が多数となる場合

市町村が自身の区域内にある多面活動組織や自治会などの意見を集約していると認められる場合、当該市町村の参画をもって、これら関係者の意見を聴いたものとみなすことも可能。

地域協議会

事務局
(土地改良区等)

幹事会

(必要に応じて関係組織の実務担当者で構成)

地域協議会の活動

- ① 水土里ビジョンの策定に係る連携・協力・助言に関すること
- ② 連携管理保全事業に係る連携・協力・支援に関すること
- ③ 法第57条の11第4項の意見聴取に関すること
- ④ 「経営診断」及び「改善指導」を踏まえた水土里ビジョンの検討に関すること
- ⑤ 水土里ビジョンの実効性、実現性が図られるよう、策定した水土里ビジョンの達成状況を定期的に検証するとともに、必要に応じて水土里ビジョンの見直しを検討すること

助言・指導等

都道府県協議会

農政局等 都道府県 都道府県土連

都道府県協議会の役割

- 水土里ビジョンを策定する土地改良区への助言
- 地域協議会への出席
- 区域設定に係る都道府県との調整
- 水土里ビジョンの見直しに関する土地改良区への適切な助言
- 地方連合会が行う経営診断への協力
- その他ビジョンの策定及び地域協議会の運営に関する協力

※地域協議会の設置は任意ですが、地域協議会を設置しない場合にあっては、関連施設の管理者や市町村等の関係者に個別に意見を聴く必要があります。

08. Step02 地域協議会の設置(規約例)

〇〇協議会規約（例）

[本ひな形はあくまでも例示であり、必ずしも本ひな形の様式に従う必要はありません。]

令和〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第2条 協議会は、主たる事務所を〇〇に置く。

（事務局を担当する土地改良区の事務所を想定。）

（区域）

第3条 協議会の区域は、土地改良区が水土里ビジョンを策定する区域とする。

（目的）

第4条 協議会は、土地改良施設の管理を行う土地改良区等が、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能の発揮に資するため、当該土地改良施設と関連する施設の管理者、関係市町村、その他の関係者（以下「関係者」という。）と連携して、これら土地改良施設に関する保全活動及びその他の保全のために連携管理保全事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 水土里ビジョンの策定に係る連携・協力・助言等に関すること。
- 二 連携管理保全事業に係る連携・協力・支援に関すること。
- 三 法第57条の11第4項に規定する意見照会に関すること。
- 四 〇〇土地改良事業団体連合会が行う「経営診断」及び「改善指導」を踏まえた水土里ビジョンの検討に関すること。
- 五 水土里ビジョンの達成状況の検証・見直しに関すること。
- 六 〇〇に関すること。

2 前項第三号に規定する意見照会があった場合は、遅滞なく回答できるよう努めるものとする。

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第6条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

（※構成員が団体の場合には、規約第7条の規定のとおり団体名又は代表者の氏名を記載する

が、実際の協議の場においては、団体としての意思表示が可能な者（代理を含む）が出席することも可能。）

（届出）

第7条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 〇名
- 三 監事 〇名（複数名）

（この章における監事に関する規定は、第7章を規定する場合のみ該当する。）

2 前項の役員は、第6条の構成員の中から総会において選任する。

（役員の職務）

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、毎年度1回以上、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（※協議会で策定後の水土里ビジョンの検証等を行うためには、役員の任期は複数年（2年程度）とすることが適当。）

（任期満了又は辞任の場合）

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の〇日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

08. Step02 地域協議会の設置(規約例)

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。
(※解任される役員の弁明の機会を確保するため、総会の開催の日の10日前までに通知することが適当。)

(役員の報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会は、毎年度1回以上総会を開催する。

2 総会の議長は、総会において出席構成員のうちから選出する。

(総会の招集)

第15条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、総会において、各1票の議決権を有する。

3 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 水土里ビジョンの策定に関すること。
- 二 連携管理保全事業に関すること。
- 三 法第57条の11第4項に規定する意見に関すること。
- 四 その他協議会の運営に関する重要なこと。

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名
- 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第1項の事務局及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

(※構成員(組織別)の実務担当者等を想定)

- 一 ○○○
- 二 ○○○
- 三 ○○○

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関すること。
- 二 総会の議決した事項の執行に関すること。
- 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項各号に関し必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、○○土地改良区に事務局を置く。

2 協議会の庶務は、事務局が総括・処理する。

08. Step02 地域協議会の設置(規約例)

(書類の備付け)

第 23 条 協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約
- 二 協議会に参加する者の名称又は氏名を記載した書面
- 三 役員等の氏名及び住所を記載した書面

第 7 章 会 計 (本章は、予算計上を行う(資金を取り扱う)場合のみ規定)
(事業年度)

第 24 条 協議会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(資金の取扱い)

第 25 条 協議会の資金の取扱方法は、土地改良区の財務規程に従う。

(収支予算)

第 26 条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 27 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の〇日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支予算書及び収支決算書(複式簿記の場合は財務規程に基づく書簿。)
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第 8 章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置
(規約の変更)

第 28 条 この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第 29 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第 9 章 雑 則
(細則)

第 30 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長

が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

(別紙)

〇〇協議会構成員

No.	氏名/名称	住所/所在地	役割
1			会長
2			副会長
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成）

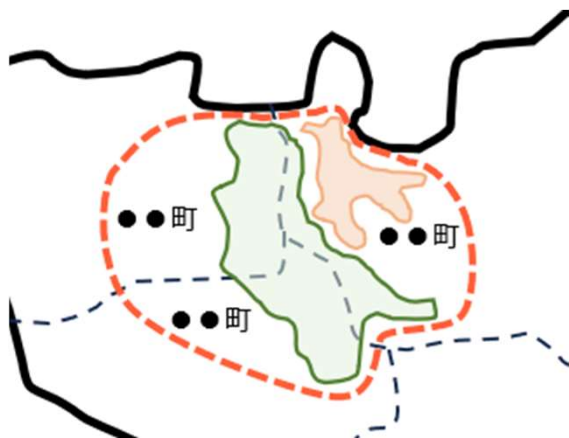
- 水土里ビジョンは、農業水利施設等の保全を将来にわたって継続できるよう、エリア内の基礎的な情報を「**総論**」として整理しつつ、「**地域の農業生産基盤の保全**」に関する事項と、「**土地改良区の運営基盤の強化**」に関する事項の2本柱で構成。
- いずれの土地改良区においても整理して記載すべき事項（**必須事項**）と、地域の状況に応じ、将来のために構想しておくと思われる事項（**任意事項**）とに分けて整理。

I 総論

必須

- 水土里ビジョン策定エリア内の関係土地改良区等の基礎情報（組合員数、地区面積等）、財務状況（一般会計、特別会計等の収支等）、土地改良区管理施設及び土地改良区以外が管理する施設の現状等（造成主体、管理者、耐用年数、施設の健全度等）について記載する。

<ビジョン策定区域の例>



II 地域の農業生産基盤の保全

必須

- 基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載する。

更新・補修



適切な更新計画の策定や長寿命化に向けた整備補修計画の策定

市町村等



施設の公益性等を踏まえた市町村等との役割分担や負担の調整

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載する。

III 土地改良区の運営基盤の強化

必須

- 職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達の手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載する。

人材確保



土地改良区の活動の活性化に向けた職員・多様な役員の確保

経営収支健全化



経営状況の見える化や支出の削減、安定的な財源の確保

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイジング等）等について記載する。
- ✓ 再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載する。

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成_I 総論）

大項目	中項目	記載内容のイメージ
1 地域及び関係土地改良区の概要	(1) 水土里ビジョン策定の目的	・ 水土里ビジョンの策定エリア内の農業や土地改良施設の保全管理の現状・課題等を記載
	(2) 水土里ビジョンの対象区域	・ 関係する土地改良区が所在する市町村名や大字名を記載
	(3) 関係土地改良区の基礎情報	・ 組合員数、地区面積、総代数、理事数、監事数、職員数、既往土地改良事業等を記載
※対象区域の現状の記載に当たっては、人材の確保、関係者の当事者意識の醸成等の観点から、地域農業の発展の歴史を含む土地改良区のPRについて記載することも可能。		
2 財政状況		・ 一般会計、特別会計などの収支を記載 ・ 収支決算書、貸借対照表等の関係資料を添付
3 管理施設の状況	(1) 土地改良区管理施設	・ 関係する土地改良区が管理する施設の現状等の概要を記載 ・ 施設管理台帳等を参考に、土地改良区が管理する施設を別表にリストアップ（造成主体、管理者、耐用年数、健全度等の情報を記載）
	(2) 土地改良区以外が管理主体の施設	・ 水土里ビジョンの策定エリア内において、土地改良区以外が管理する施設の現状等の概要を記載 ・ 土地改良区以外が管理する施設を別表にリストアップ（造成主体、管理者、耐用年数、健全度等の情報を記載）

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成（Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全））

大項目	中項目	記載内容のイメージ
1 基幹施設等の保全	(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化	・水土里ビジョンの策定エリア内の基幹的な土地改良施設について、管理主体や関係者の役割分担を記載 (適宜、役割分担を見直していくことを前提に、当面は現在の役割分担を記載することも可能)
	(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	・水土里ビジョンの策定エリア内の基幹的な土地改良施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載 ・活用したい具体的な事業とその実施タイミングについて、別表に整理（当該記載をもって事業実施が確約されるわけではないことに留意） ・土地改良施設維持管理適正化事業の拡充のメリット措置を受けるには、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取り組む旨を方針として明記
2 末端施設の保全	(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化	・水土里ビジョンの策定エリア内の末端の土地改良施設について、管理主体や関係者の役割分担を記載 (適宜、役割分担を見直していくことを前提に、当面は現在の役割分担を記載することも可能) ・多面活動との連携について記載
	(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	・水土里ビジョンの策定エリア内の末端の土地改良施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載 ・活用したい具体的な事業とその実施タイミングについて、別表に整理（当該記載をもって事業実施が確約されるわけではないことに留意） ・土地改良施設維持管理適正化事業の拡充のメリット措置を受けるには、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取り組む旨を方針として明記

※その他効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）について記載することも可能

※複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定する場合、土地改良区間の水利調整や洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等について記載することも可能

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成（Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化））

大項目	中項目	記載内容のイメージ
1 人材の確保	（１）職員の確保	・ 専任職員、兼任職員の現状及び今後の人材確保に向けた取組方針を記載
	（２）役員の多様性の確保	・ 役員の人数（特に女性理事）の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針を記載
2 経営収支の健全化	（１）財務状況と方針	・ ビジョン策定時の経営診断の結果及び診断結果に基づく改善等の対応方針等を記載
	（２）更新等に要する費用の調達の見通し	・ 計画的な更新等を進めるための費用について、調達の手法（積立や借入等、積立の場合はその水準と原資等）を記載
※施設更新積立計画の策定状況、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用、人的体制の見直し、施設の省エネ化等）、支出削減の取組（施設の再編・集約・ダウンサイジング等）、賦課水準のあり方について記載することも可能		
3 組織体制の強化	（１）准組合員制度の導入状況	・ 准組合員及び施設管理准組合員の導入状況を記載
	（２）業務継続計画（BCP）等の策定	・ BCPの策定状況を記載

※再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合には、その方針や時期等、BCPを策定している場合には、災害等発生時の役割分担の明確化などBCPの実効性確保のための取組等について記載することも可能

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

土地改良施設等連携管理保全計画

【〇〇地域水土里ビジョン】

令和〇年〇月

対象区域の所在地：〇〇県 ●●市、△△町

(代表)	〇〇土地改良区
	●●土地改良区
	◇◇土地改良区
	△△土地改良区

目次

土地改良施設等連携保全推進協議会の構成.....	3
I 総論	4
1 地域及び関係土地改良区の概要.....	4
（1）水土里ビジョン策定の目的.....	4
（2）水土里ビジョンの対象区域.....	4
（3）関係土地改良区の基礎情報.....	4
2 財政状況.....	5
3 管理施設の状況.....	6
（1）土地改良区管理施設.....	6
（2）土地改良区以外が管理主体の施設.....	6
II 地域の農業生産基盤の保全.....	7
1 基幹施設の保全.....	7
（1）管理の実施主体・役割分担の明確化.....	7
（2）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修.....	7
（3）その他効果的・効率的な管理に向けた取組.....	7
2 末端施設の保全.....	8
（1）管理の実施主体・役割分担の明確化.....	8
（2）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修.....	8
（3）その他効果的・効率的な管理に向けた取組.....	9
3 営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）.....	9
（1）スマート農業の実現に必要な基盤整備.....	9
（2）省力化に向けた基盤整備（（1）の基盤整備を除く）.....	10
（3）情報通信施設の整備.....	11
（4）荒廃農地の再生・一時管理.....	11
（5）その他.....	12
4 地域全体の施設管理適正化.....	12
III 土地改良区の運営基盤の強化.....	13
1 人材の確保.....	13
（1）職員の確保.....	13
（2）役員の多様性の確保.....	13
2 経営収支の健全化.....	14
（1）財務状況と方針.....	14
（2）更新等に要する費用の調達の見通し.....	14
（3）収支の健全化の取組.....	15
（4）その他.....	16
3 組織体制の強化.....	16
（1）准組合員制度の導入状況.....	16
（2）業務継続計画（BCP）等の策定.....	16
（3）再編整備.....	17
4 その他.....	18

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

土地改良施設等連携保全推進協議会の構成

地域協議会を組織しない場合は、「法第57条の11第4項の規定により意見を聴いたもの」とする

土地改良区	〇〇土地改良区、△△土地改良区、・・・
市町村	〇〇市、△△町、・・・
農業委員会	〇〇農業委員会、・・・
農業協同組合	〇〇農業協同組合、・・・
水利組合等	〇〇水利組合、・・・
多面的機能支払活動組織	〇〇活動組織、・・・
その他	〇〇、・・・
オブザーバー	〇〇県、〇〇県土地改良事業団体連合会

I 総論

1 地域及び関係土地改良区の概要

マニュアルp3,4（水土里ビジョンの必要性、将来像）も踏まえながら記載

（1）水土里ビジョン策定の目的

・同区域の農業や土地改良施設の保全管理の現状・課題等を記載。
※人材の確保、関係者の当事者意識の醸成等の観点から、地域農業の発展の歴史を含む土地改良区のPRについて記載することも可。

（2）水土里ビジョンの対象区域

市町村名	大字名	備考
〇〇市	〇〇	〇〇土地改良区
△△町	△△△	△△土地改良区
××村	×××	××水利組合（〇〇改良区に編入予定）
・・・	・・・	

注）詳細は別添1 対象区域一覧及び対象区域図のとおり

（3）関係土地改良区の基礎情報

① 〇〇土地改良区

	組合員	准組合員	施設管理准組合員
a) 組合員数（人）			

	田	畑	樹園地	その他	計
b) 地区面積（ha）					

	50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上	計
c) 総代数（人）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
d) 理事数（人）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
員内	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
員外	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
e) 監事数（人）					（ ）
員内					（ ）
員外					

必須

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

必須

					()
f) 職員数（人）					()
事務系					()
専任					()
兼任					()
技術系					()
専任					()
兼任					()

注）女性数は、内数で（ ）書きとする。

	事業名	受益面積	工期	事業費	備考
g) これまでに実施した主な土地改良事業	国営○○農業水利事業	○○ha	S○～H○	○億円	
	県営○○農業水利事業	○○ha	H○～H○	○億円	

	重畳・重複の状況			同一市町村内の土地改良区
	土地改良区名	重複面積 (ha)	重複組合員数 (人)	
h) 他の土地改良区との重複等	△△土地改良区			△△土地改良区、××土地改良区、

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

2 財政状況

(1) ○○土地改良区

① 財政状況（収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等を添付）

令和 年度

必須

一般会計	収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
特別会計			
()	収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
()	収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
()	収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）

② 経常賦課金（10a 当たり平均）

○○円／10a

③ 特別賦課金（10a 当たり平均）

○○円／10a

(2) △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

3 管理施設の状況

(1) 土地改良区管理施設

土地改良区が管理する施設の管理状況、施設の状態等の概要を記載。
施設毎の詳細は別表「土地改良施設等一覧」に整理。
※ 施設台帳、維持管理計画及び国、県が行う調査・計画等を参考に列挙する。
例）土地改良区は、○○事業（昭和○年度～平成○年度）等により造成された○○頭首工、○○用水路、ファームボンド及びこれらの付帯する工作物を管理しているが、特に○○の経年的な劣化が課題となっている。

(2) 土地改良区以外が管理主体の施設

土地改良区以外が管理する施設の管理状況、施設の状態等の概要を記載。
施設毎の詳細は別表「土地改良施設等一覧」に整理。
※ 施設台帳、維持管理計画及び国・県が行う調査・計画等を参考に列挙する。
例）○○水利組合は、○○事業（昭和○年度～平成○年度）等により造成されたため池、○○用水路等を管理しているが、特に○○の経年的な劣化が課題となっている。

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

II 地域の農業生産基盤の保全

1 基幹施設の保全

適宜、役割分担を見直していくことを前提に、当面は現在の役割分担を記載することも可能

水利施設管理強化事業＜連携保全型＞を実施する場合において、関係土地改良区と連携する場合は連携内容について明記する

（1）管理の実施主体・役割分担の明確化

地域内の基幹的な土地改良施設について、土地改良区が管理する施設、土地改良区以外が管理する施設、今後、土地改良区への編入を検討する施設等の別や、維持管理費の負担等の施設管理に関する関係者の役割分担を記載する。

個別の施設毎（施設群毎）に整理する場合は、別添2土地改良施設一覧により整理する。
例）地域内の基幹的な土地改良施設について、〇〇ダム、〇〇排水機場は〇〇市が管理する。〇〇市が管理する施設の維持管理費の負担割合については、別に定めるところによる（必要に応じて根拠となる規定や協定の名称を記載。直接、具体的な割合を示してもよい）。

〇〇頭首工から〇〇までの区間の用水路、・・・については〇〇土地改良区が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇土地改良区が負担する。

〇〇、・・・については、〇〇水利組合が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇水利組合が管理する方向で協議を継続する。

（※市の助成額等については、具体的な金額を記載してもよい）

地域内の基幹的な土地改良施設については、〇〇土地改良区、●●土地改良区、◇◇土地改良区及び△△土地改良区が連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資材等の融通等）して保全するものとする。

なお、〇〇土地改良区が管理する〇〇幹線水路と関連する施設の管理者については○年度を目途に、●●土地改良区が管理する●●頭首工と関連する施設の管理者については●年度を目途に、役割分担について協議を行い、合意を目指す。

設定区域内において、先行して合意した土地改良区や地域の関係者のみで連携した水土里ビジョンを策定し、当該ビジョンにその他の土地改良区や地域の関係者を段階的に加えていく場合に記載する

（2）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

地域内の基幹的な土地改良施設について、土地改良区の管理施設、土地改良区以外が管理主体の施設、編入予定の施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載。

基本的に別添3-1整備補修計画、別添3-2施設更新計画において整理。

※土地改良施設維持管理適正化事業（水土里ビジョン型）の記載例）

別添2の土地改良施設等一覧に記載する基幹施設のうち土地改良区が管理する施設については、土地改良施設維持管理適正化事業によって、高い意識の下で、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、施設管理の省エネルギー化、維持管理費削減など効率的な保全管理に資するよう定期的な整備補修等に取組むものとする。

土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）を実施する場合には、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取り組む旨を方針として明記する

（3）その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

専門家派遣、省エネルギー化研修の実施等の取組等を記載

例）管理の効率化・高度化を図るため、水中ドローン等技術の活用及び調査データの確認方法の知見を有する専門技術者（コンサルタントやメーカー等の技術者）を現地に招き利用方法を習得する。

任意

② その他の取組

2 末端施設の保全

水利施設管理強化事業＜連携保全型＞を実施する場合において、関係土地改良区と連携する場合は連携内容について明記する

（1）管理の実施主体・役割分担の明確化

地域内の末端の土地改良施設について、土地改良区が管理する施設、土地改良区以外が管理する施設、今後、土地改良区への編入を検討する施設等の別や、維持管理費の負担等の施設管理に関する関係者の役割分担を記載する。

個別の施設毎（施設群毎）に整理する場合は、別添2土地改良施設一覧により整理する。
例）地域内の末端の土地改良施設について、〇〇、・・・については〇〇土地改良区が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇土地改良区が負担する。

〇〇、・・・については、〇〇水利組合が管理する。維持管理費用は、〇〇市から支援を受けた上で、〇〇水利組合が負担する。

現在〇〇水利組合が管理している〇〇、・・・については、〇〇土地改良区が管理する方向で検討する。具体的には、今後、〇〇土地改良区と〇〇水利組合が協議して詳細を検討し、管理主体の変更に必要な手続きを行うこととする。

（※市の助成額等については、具体的な金額を記載してもよい）

地域内の末端の土地改良施設については、〇〇土地改良区、●●土地改良区、◇◇土地改良区及び△△土地改良区が連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資材等の融通等）して保全するものとする。

なお、〇〇土地改良区が管理する〇〇幹線水路と関連する施設の管理者については○年度を目途に、●●土地改良区が管理する●●頭首工と関連する施設の管理者については●年度を目途に、役割分担について協議を行い、合意を目指す。

設定区域内において、先行して合意した土地改良区や地域の関係者のみで連携した水土里ビジョンを策定し、当該ビジョンにその他の土地改良区や地域の関係者を段階的に加えていく場合に記載する

（2）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

地域内の末端の土地改良施設等について、土地改良区の管理施設、土地改良区以外が管理主体の施設、編入予定の施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載。

基本的に別添3-1整備補修計画、別添3-2施設更新計画において整理。

※土地改良施設維持管理適正化事業（水土里ビジョン型）の記載例）

別添2の土地改良施設等一覧に記載する基幹施設のうち土地改良区が管理する施設については、土地改良施設維持管理適正化事業によって、高い意識の下で、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、施設管理の省エネルギー化、維持管理費削減など効率的な保全管理に資するよう定期的な整備補修等に取組むものとする。

必須

必須

任意

任意項目のうち、記載しない項目については、当該項目を削り、適宜項番を繰り上げる

土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）を実施する場合には、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取り組む旨を方針として明記する

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

（３）その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

専門家派遣、省エネルギー化研修の実施等の取組等を記載

② 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）との連携

a) 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）の実施方針

	現状			今後			備考
	実施していない	地区内全域	地区内一部	実施予定なし	地区内全域	地区内一部	
事務受託	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
活動組織に参加	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

b) 事務受託の内容【aで「事務受託」を選択した場合に記入】

現状	今後

c) 活動組織に参加する場合の活動内容【aで「活動組織に参加」を選択した場合に記入】

現状	今後

③ その他の取組

3 営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）

（１）スマート農業の実現に必要な基盤整備

【一部の補助事業（農業競争力強化農地整備事業等）において、具体的計画がある場合、もしくは、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業において、実施期間延長・補助の定額化を希望する場合に記載】

① 実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定有無

② 自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容

例）事業実施予定区域〇〇haにおいて、標準区画〇〇haに大区画化し、用排水路のパイプライン化とは場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。			
大区画化	ターン農道の整備	用水路パイプライン化	その他
有 or 無	有 or 無	有 or 無	（記述）

③ 導入予定の省力化技術の概要

例）〇〇事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。					
例）〇〇事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する省力化技術	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
例）自動操縦	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
例）〇〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理

④ 見込まれる効果

取組	効果
例）高収益作物の導入	スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。

（２）省力化に向けた基盤整備（（１）の基盤整備を除く）

【一部の補助事業（農業競争力強化農地整備事業等）において、具体的計画がある場合、もしくは、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業において、実施期間延長・補助の定額化を希望する場合に記載】

① 実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定有無

② 現状の営農や維持管理上の課題

I-1（１）水土里ビジョンの目的に記載のとおり

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

③ 導入予定の省力化技術の概要

導入予定の省力化技術の概要を記載					
導入する 機械	導入予定 面積	導入 予定数	割合	活用農家 予定数	管理体制 (予定)
例) リモコン草刈機	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	全台、〇〇改良区が所有・管理

④ 見込まれる効果

例) リモコン草刈機の導入（機械化）により、草刈り作業を短縮（4時間/ha→1時間/ha）。高齢化が進む中で、身体的負担が軽減されるとともに、少数の担い手による管理が可能となる。

情報通信技術の活用のための環境整備に係る認可の特例を受ける場合は、省令第48条の9に規定する書類を本計画に添付する

(3) 情報通信施設の整備

【農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）等を活用した情報通信環境整備の促進に向けた具体の計画がある場合に記載、もしくは、事業計画書等を添付】

① 情報通信施設の通信規格

※整備する情報通信施設の通信規格を具体的に記載（例 LPWA、BWA、Wi-Fi HaLow、ローカル 5 G 等）
※情報通信施設以外で RTK-GNSS 基準局を整備する場合も、この欄に記載

② 情報通信施設の整備の用途

※施設の遠隔監視・制御（例 水位監視、水門開閉等）、スマート農業（例 農機の自動操舵、水田への自動給水、気象監視等）の用途を具体的に記載
※上記以外の員外利用等の用途がある場合も、この欄に記載

③ 土地改良区及び土地改良区以外の費用負担、土地改良区における収支の計画

--	--	--	--

(4) 荒廃農地の再生・一時管理

	実施する	実施しない	備 考
荒廃農地の再生	☐	☐	
一時的な農地管理	☐	☐	

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

(実施する場合の取組内容)

	伐根・草刈	耕起	畔塗	ゴミ除去	その他
荒廃農地の再生	☐	☐	☐	☐	☐

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

(5) その他

4 地域全体の施設管理適正化

① 土地改良区管理施設の農外効果

施設の保全を通じて発揮される農外効果（災害防止、地域用水、生活用水等の多面的機能の発揮）を定性的に記載

② 農外利用に伴う管理費増嵩対策（市町村等協議制度等の検討）

協議済み	協議中	協議予定	協議を検討	協議しない
☐	☐	☐	☐	☐

＜協議済みの場合＞

例) 別添 2 土地改良施設一覧のうち、〇〇（施設名）について、〇〇土地改良区が〇〇市と法第 56 条第 2 項に基づく協議を行い、管理費の市町村負担の割合を見直した（〇%→〇%）

＜協議中、協議予定等の場合＞

例) 別添 2 土地改施設一覧のうち、〇〇（施設名）について、土地改良法第 56 条第 2 項に基づき、管理費の市町村負担の割合の見直しを協議中／協議予定。

※ 農業水利施設は、農業面での機能のみならず、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有している。また、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い、生活雑排水等の受け入れなどの非農業的利用の比重が高くなっている施設もある。

このような農外利用されている施設について、農外利用を行っている市町村、関係事業者等との協議の実施状況や方針を記載する。

なお、法第 56 条第 2 項に基づく協議については、その旨記載する。

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

任意

任意

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

III 土地改良区の運営基盤の強化

1 人材の確保

マニュアルp9（水土里ビジョンを策定するにあたっての視点）も踏まえながら記載

（1）職員の確保

① ○○土地改良区

	現在	人材確保に向けた取組方針
a) 専任職員数（人）		※ 確実に賦課金を徴収しつつ、施設を管理し配水（排水）を行い、かつ関係機関と調整の上、地域の施設管理や営農の状況に適期的確に対応するためには、複数人の職員の配置が望ましいと考えられるところ。 将来の地域における土地改良区の規模、活動内容、事業実施等を見据えた上で、どの程度の職員規模が妥当なのか、十分議論して実現に向けた方針を記載。
b) 兼任職員数（人）		
c) その他（期間的任用職員、アルバイト、パート等）（人）		

注）専任職員数は2名以上の配置を目標に位置付けることが望ましい。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

（2）役員の多様性の確保

① ○○土地改良区

	現在		人材確保に向けた取組方針
	理事	監事	
役員数	10人	2人	※ 地域の多様化するニーズに対応し、土地改良区の運営を適切に継続していくためには、土地改良区の意思決定や活動に対し、女性・若年層などの多様な人材の参画を促していくことが必要。 役員構成の「現在」と、各土地改良区の課題を踏まえて、どのような役員構成を目指し、どうやって実現していくのかについて方針を記載。 うち数の重複がある場合は、重複者を（ ）書きで記載ものとする。（例：1名の女性理事が50歳未満の場合は、女性理事1、若手役員1、(1)と記載）
うち女性役員	1人	0人	
うち若手役員（50歳未満）	1人 （女性理事と重複1名）	0人	
うち多様な知見、経験を有する役員（企業経営経験者、弁護士、会計士・税理士、多面組織関係者等）	0人	0人	

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

2 経営収支の健全化

（1）財務状況と方針

① ○○土地改良区

a) ビジョン策定時の経営診断の結果

本ビジョン策定時に実施する経営診断結果の概要を記載。

b) 経営診断結果に基づく対応方針

経営診断結果を受けた財務状況の改善等に向けた取組方針を記載。

例①）恒常的に事業活動収支が黒字であることから、収入超過分について、適正な繰越額を検証の上、施設更新積立等、積立資産への振分けを検討する。また、積立資産への振分けを採用する場合は、施設更新積立計画の策定についても検討する。

例②）恒常的に事業活動収支が赤字であることから、収入については自主財源の確保や公的支援の拡大、支出については運営事務費、人件費の水準の検証や維持管理費の抑制の取組について検討する。また、検討の結果、事業活動収支の黒字化が困難と見込まれる場合は、総合的な見地から賦課金水準が妥当であるか、他地区との合併や解散等について都道府県の指導を受ける必要がないかについても検証する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

（2）更新等に要する費用の調達の見通し

① ○○土地改良区

a) 更新等に要する費用の調達の方針

計画的な更新等を進めるために必要な費用について、調達の手法（積立て、借入等）等について選択（積立予定なしの場合は現時点での考え方を書く）		
更新積立予定（又は実施中）（注）	積立予定なし	備考
☐	☐	（例）現時点では積立は考えていない。借入又は事業実施中に賦課することで対応

注1）該当する事項の□にレ点を記入する。

注2）本項目における積立とは、施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程を策定の上、これに基づく積立て及び積立金の管理を行うことを指す。

b) 施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程の策定状況（aで更新積立予定と答えた場合のみ）

施設更新積立計画の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他

必須

必須

任意

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

任意

☐	☐	☐
施設更新積立金管理規程の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☐	☐
備考 策定済みと選択した資料を添付する。 また、今後策定予定の場合は、以下の点について、記載をする。 ・策定目途（R●年3月に策定予定など） ・積立期間●年、積立目標額●千円、毎期の積立額●千円（積立計画に記載するであろう事項）		

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

（3）収支の健全化の取組

① ○○土地改良区

a) 収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減に向けた取組

再生可能エネルギー利活用			他目的使用		
小水力発電	太陽光発電	風力発電	再エネ発電用地	看板設置	駐車（輪）場
☐	☐	☐	☐	☐	☐
他目的使用			その他の附帯事業	施設省エネ化	
湖面利用	その他			施設省エネ化・コスト削減（ハード）	施設省エネ化・コスト削減（ソフト）
☐	☐	☐	☐	☐	☐
土地改良区の運営（人的体制の見直し）					
総代数減	役員数減	役員報酬減	職員・操作員減	その他・業務合理化	
☐	☐	☐	☐	☐	

注1）現在実施中又は今後実施する取組がある場合は、該当する事項の□にレ点を記入する。下段には、実施中／実施予定の別や、具体的実施内容等を記入する。

注2）例示以外に取り組む財源確保の事項があれば、附帯事業を逸脱しないことを都道府県に確認の上、具体的に記述すること。

任意

b) 支出削減に向けた取組

施設再編・集約	施設ダウンサイジング	その他
☐	☐	☐

注）現在実施中又は今後実施する取組がある場合は、該当する事項の□にレ点を記入する。

下段には、実施中／実施予定の別や、具体的実施内容等を記入する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

（4）その他

適切な賦課水準の設定等、その他の取組について記載。

3 組織体制の強化

（1）准組合員制度の導入状況

① ○○土地改良区

	現状	今後の方針
准組合員	☐ 有り（ ） ☒ 無し	例）相続等によって地元にいない組合員が増加した場合、賦課や賦役の公平性の担保や土地改良区の事務負担の軽減のために、今後検討を進める。
施設管理准組合員	☐ 有り（ ） ☒ 無し	例）今後は多面的機能支払の活動組織等との関係が密接になっていくことも想定され、将来的な視点から導入の検討を進める。

注）□にレ点や（ ）に人数・団体数を記載すること。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

（2）業務継続計画（BCP）等の策定

① ○○土地改良区

a) BCPの策定状況

業務継続計画（BCP）の策定状況			
策定済み	一部策定済み	今後策定予定	その他（未定等）
☐	☐	☐	☐
備考（策定予定時期やその他の具体的な内容等）			

必須

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの記載例）

任意

注）地域の業務継続計画について、該当する事項の□にレ点を記入する。

b) B C P の実効性確保のための取組

災害等発生時の役割分担の明確化など土地改良区として必要な業務が適切に継続されるよう、業務継続計画（BCP）の実行性の確保のための取組を記載。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(3) 再編整備

① 再編整備に向けた方針

再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合にはその方針を記載。計画が具体化していない場合でも対象見込みの土地改良区を記載するなど、幅広く記載。

② 再編整備の計画

a) 合併（見込み）

改良区名	面積	組員数	総代	理事	監事	職員	合併方法	備考
								予定年度
合併後							例）吸収合併 経常賦課金は○ 円／10a で統一 し、水利費等は合 併前の水準を継 続予定。	

注1）連合設立の場合は、当様式に準じて、適宜、記載する。
注2）備考欄には、合併予定年度を記載する。
注3）本項目に所要の事項を記載するとともに、本計画に省令第50条に掲げる書類を添付した場合において、本計画が認可を受けたときは、法第72条第2項の認可があったものとみなす。なお、合併見込みとして記載する場合は、本項目は法第○条の「その他必要な事項」に該当する。

b) 組織変更（見込み）

組織名	変更前：	変更後：
継続管理施設		

任意

移譲施設	
用途廃止施設	

c) 地区編入（見込み）

区 域	面 積	農家数	施 設	備 考
大字○○ 大字△△ など	田 ha 畑 ha 樹園地 ha その他 ha		ため池 ○箇所 用水路 ○km	

注1）詳細は別表「対象区域一覧」、「土地改良施設一覧」のとおり。
注2）土地改良区の受益内を基本としつつも、関係機関からの要請等により地区編入を検討する場合に記載。

d) その他

土地改良区連合の設立等について記載。

4 その他

注）必要事項を適宜記載する。

17

18

30

08. Step03 水土里ビジョン（別紙）の策定（水土里ビジョンの記載例）

別添1 ○○県○○地域水土里ビジョン 対象区域一覧

令和○年○月○日作成／令和○年○月○日更新

土地改良区定款等から転記

整理 番号	土地改良区定款等から転記					属する土地改良区等	農地面積（ha）					合併／編入予定区域					多面的機能支払の対象	備 考
	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 域	区域		田	畑	樹園地	その他	計	合併／編入予定の有無	合併／編入先	予定時期	関係農家数	関係農業生産法人等数		
1	□□市	□□□	□□□	□□□	一円の田、畑	□□土地改良区												
2	△△町	△△△	△△△	△△△	一円の田	△△土地改良区												
3	××村	×××	×××	×××	河道路より東の地域を除く地域の田、畑、雑種地 何番地から何番地（山内）	××多面活動組織						合併	□□土地改良区	R○				
4	××村	□□□	□□□	□□□	一円の田	□□水利組合						編入	□□土地改良区	R○	3	1	○	
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
*** 合 計 ***							0	0	0	0	0					3	1	

別添2 ○○県○○地域水土里ビジョン 土地改良施設等一覧

令和○年○月○日作成／令和○年○月○日更新

土地改良施設台帳等から転記

整理 番号	施 設 名	造成事業名	造成 主体	所有者	現在の管理者			所 在	構 造 及 び 規 模	数量	土地 改良区 負担割合	事業費（取得価額）		取得 年度	耐用 年数	経過 年数	減価償却 累計額(円)	期末残高(円)	受益面積 (ha)	基幹・ 末端	機能診断 実施年度 (底辺)	健全度	現在の管理費の負担割合（％）					将来の管理費の負担			活用中の管理事業					備 考						
					施設	地底 又は名称	種類 又は名称					全 体	うち 土地改良区 負担分										国	都道府 県	市町村	土地改 良区等	見直し 予定の有無	将来の 管理者	見直しの方針	基幹水 利施設 管理事 業	水利施 設管理 強化事 業	土地改 良施設 機能管 理適正 化事業	多面的 機能支 払	中山間 地域等 直接支 払	その他							
1	○○頭首工	国営○○農業水利事業	国	国	○○県	○○県	頭首工	○○市○○区○○	ゴム引布敷設代埋 1門 (B=8.5m×H=1.6m、 L=13.6m) 最大排水量、設計洪水 量、高さ、延長	1	0.0%	900,000,000	0	900,000,000	H13	30	22	660,000,000	240,000,000	3,500	基幹	R2	S-4	○%	○%	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
2	○○排水機場	国営○○農業水利事業	国	国	○○改良区	○○改良区	用水機場	○○市○○区○○	水中斜流渦流ポンプ φ600 2台	1	0.0%	220,000,000	0	220,000,000	H8	20	27	219,999,999	1	500	基幹	H30	S-4	○%	○%	-	○%	○	変更無し	基幹施設であること、 また、広域の建設料金 高騰に鑑み、○○市から ○%の補助を行うもの とする。	-	○	○	-	-	-	-					
3	△△頭首工	県営△△事業	県	○○改良区	○○改良区	○○改良区	頭首工	○○市○○区○○	コンクリート重力式可 動堰 最大排水量、設計洪水 量、高さ、延長	1	15.0%	240,000,000	36,000,000	240,000,000	S53	50	45	216,000,000	24,000,000	1,000	基幹	R1	S-3	○%	○%	○%	○%	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
4	△△用水機場	県営△△事業	県	○○改良区	○○改良区	○○改良区	用水機場	○○市○○区○○	水中斜流ポンプφ250 1台、・・・	1	10.0%	150,000,000	15,000,000	150,000,000	H9	20	26	130,000,000	20,000,000	300	基幹	H29	S-3	○%	○%	○%	○%	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-				
5	△△用水路	県営△△事業	県	○○改良区	○○改良区	○○改良区	用水路	○○市○○区○○	φ2000×H1300 L=1.6km	1	25.0%	250,000,000	62,500,000	250,000,000	H1	40	24	212,500,000	37,500,000	300	基幹	R1	S-3	○%	○%	○%	○%	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-				
6	××用水機場	市営××事業	市町村	○○改良区	○○改良区	○○改良区	用水機場	○○市○○区○○	水中ポンプφ250 1台	1	50.0%	3,000,000	1,500,000	3,000,000	H12	20	23	2,999,999	1	60	末端	R2	S-4	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-					
7	××用水路	市営××事業	市町村	○○改良区	○○改良区	○○改良区	用水路	○○市○○区○○	UF500型 L=0.3km	1	30.0%	2,500,000	1,050,000	3,500,000	S42	20	56	3,499,999	1	50	末端	R1	S-3	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-					
8	××排水路	市営××事業	市町村	○○改良区	○○改良区	○○改良区	用水路	○○市○○区○○	UF500型 L=0.3km	1	30.0%	3,500,000	1,050,000	3,500,000	S42	20	56	3,499,999	1	50	末端	R1	S-3	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-					
9	××排水路	市営××事業	市町村	○○市	○○市	○○市	排水路	○○市○○区○○	HF500×500型 L=0.5km	1	50.0%	20,000,000	10,000,000	20,000,000	H8	20	27	18,000,000	2,000,000	40	末端	H28	S-4	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
10	□□用水路	□□事業	団体	○○水利組合	○○水利組合	○○水利組合	用水路	○○市○○区○○	土水路 L=0.4km	1	100.0%	1	1	1	S51	15	47	0	1	10	末端	H29	S-3	-	-	-	-	○	変更無し	管理費に変更はないもの、 ○○市から○%の 補助を行うものとする。	-	-	-	○	○	-	-	-	-			
11	○○集落の施設群	不明	不明	不明	○○水利組合	○○水利組合	用水路	○○市○○区○○	土水路 総延長約0.8km	-	0.0%	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	約50ha	末端	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
12																																										
13																																										
*** 合 計 ***												1,790,000,000	127,100,000	1,790,000,000				1,466,499,996	323,500,004																							

【記載要領】
施設台帳等がなく、施設の詳細が不明な場合は施設群単位で記載することも可

1,790,000,000

08. Step03 水土里ビジョン（別紙）の策定（水土里ビジョンの記載例）

別添3-1

〇〇県〇〇地域水土里ビジョン 整備補修計画

令和〇年〇月〇日作成／令和〇年〇月〇日更新

【施設群：貯水池】

整理番号	施設名	構成施設・設備	造成主体	所有者	管理者	種類又は名称	数量	造成年度	耐用年数	経過年数	基幹・末端	機能診断実施年度(直近)	健全度	整備周期	直近整備年度	整備補修予定年度	整備補修の内容	想定事業費(千円)	備考
1	〇〇池		県	〇〇改良区	〇〇改良区	貯水池	1	S53	50	22	基幹	R3	S-4						
1-1		堤体										R3	S-4						
1-2		洪水吐										R3	S-4						
1-3		取水施設										R3	S-4						
1-4		貯水池内・周辺部										R3	S-4						
1-5		管理施設										R3	S-4						
2	〇〇池																		
		〇〇																	

【施設群：頭首工】

整理番号	施設名	構成施設・設備	造成主体	所有者	管理者	種類又は名称	数量	造成年度	耐用年数	経過年数	基幹・末端	機能診断実施年度(直近)	健全度	整備周期	直近整備年度	整備補修予定年度	整備補修の内容	想定事業費(千円)	備考
1	〇〇頭首工		国			頭首工	1	H13	30	22	基幹	R3	S-3						
1-1		取入口										R3	S-3						
1-2		洪水吐										R3	S-3						
1-3		土砂吐										R3	S-3						
1-4		附帯施設										R3	S-3						
1-5		管理施設										R3	S-3						

【施設群：用排水機場】

整理番号	施設名	構成施設・設備	造成主体	所有者	管理者	種類又は名称	数量	造成年度	耐用年数	経過年数	基幹・末端	機能診断実施年度(直近)	健全度	整備周期	直近整備年度	整備補修予定年度	整備補修の内容	想定事業費(千円)	備考

【施設群：水門等】

整理番号	施設名	構成施設・設備	造成主体	所有者	管理者	種類又は名称	数量	造成年度	耐用年数	経過年数	基幹・末端	機能診断実施年度(直近)	健全度	整備周期	直近整備年度	整備補修予定年度	整備補修の内容	想定事業費(千円)	備考

08. Step03 水土里ビジョン（別紙）の策定（水土里ビジョンの記載例）

別添3-1

〇〇県〇〇地域水土里ビジョン 整備補修計画

令和〇年〇月〇日作成／令和〇年〇月〇日更新

【施設群：用排水路】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体	所有者	管理者	種類 又は 名称	延長 (m)	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業 費 (千円)	備 考

【施設群：その他（管理設備等）】

整理 番号	施 設 名	構 成 施 設 ・ 設 備	造成 主体			種類 又は 名称	数 量	造成 年度	耐用 年数	経過 年数	基幹・末 端	機能診断 実施年度 (直近)	健全度	整備周期	直近整備 年度	整備補修 予定年度	整備補修の内容	想定事業 費 (千円)	備 考

08. Step03 水土里ビジョン（別紙）の策定（水土里ビジョンの記載例）

別添3-2 ○○県○○地域水土里ビジョン 施設更新計画

令和〇年〇月〇日作成／令和〇年〇月〇日更新

[illegible]

グルーピング ■■■■ 更新・改築の実施時期 ○ 造成又は更新・改築からの標準耐用年数の到来
(想定事業実施時期) ■■■■ 大規模補修の実施時期 ◎ 長寿命対策後の耐用年数到来

【記載要領】

1. 当該要綱が、管理する施設の規模や状況等に応じて、また今後必要となる長期的な更新整備の構想について関係組合員が理解しやすいように作成する。
2. 大規模な修繕（概ね10年以上の周期で行う大規模修繕）や更新事業による、今後40年間～60年間程度の間に実施する必要があると見込まれる修繕等について記載する。
3. 更新・改築、大規模修繕の実施時期については、令和〇年度～令和〇年度等と表記してもよい。
4. 本計画の記載もって事業実施が確約されるわけではなく、これに留意

08. Step04 水土里ビジョンの認可申請

- 水土里ビジョンを作成した土地改良区は、**総会の議決**を経て、**都道府県知事の認可**を受ける。
- 都道府県知事は水土里ビジョンを認可したときは、その旨を**公告**する。

水土里ビジョンの認可申請手続の流れ

総会議決

- **水土里ビジョンの認可申請の決議**は、土地改良区の組合員全体に関係するものであること及び任意的記載事項として重要議決事項である合併に関する事項を記載できることから、土地改良区の存立に直接関連する重要なものであるため、**重要議決**により決します。
- ※ 合併に係る認可の特例（8ページ参照）を受けるためには、別途、合併に係る事項を水土里ビジョンの任意的記載事項に位置付けて認可申請の議決を経た上で、当該決議の日から5日以内に、組合員に当該決議の内容を通知する必要があります。
- **水土里ビジョンに基づく保全の措置**は、非土地改良施設たる小規模な水路等の施設（末端施設）も対象とし、また、末端施設の管理者等（地域住民等の非組合員）も関わることから、都道府県知事の認可を要する**附帯事業**となります。
そのため、附帯事業として定款に位置付ける必要があり、総会（総代会）において**定款変更に係る議決**を経る必要があります。

認可

- 土地改良区は、認可申請にあたって、申請書に次の書類を添付します。
 - ① 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
 - ② 水土里ビジョンの認可申請の決議を行った総会の議事録
 - ③ 協議会（協議会を設置しない場合にあっては関連施設の管理者や市町村長）の意見を聴いたことを証する書面
 - 都道府県知事は、水土里ビジョンの適切性・有効性や、土地改良事業の実施を妨げるおそれがないか等を判断し、認可するか否かを判断します。（認可基準は次ページに記載）
- ※ 土地改良区は**水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請**を行い、都道府県はそれらの認可を行います。

公告

水土里ビジョンは土地改良区の組合員全体及び関係者に関係するものであることから、都道府県知事は**水土里ビジョンを認可したときは、その旨を公告**しなければなりません。

08. Step04 水土里ビジョンの認可申請（認可要件）

- 水土里ビジョンの認可は、法第57条の12の要件に従って都道府県知事が行いますが、問題の無いものであれば認可しなければならないこととしている。

水土里ビジョンの認可にあたっての確認する点

① 水土里ビジョンが土地改良区の本業である土地改良事業の遂行を妨げないか

水土里ビジョンに基づく保全の取組が附帯事業であることを踏まえ、土地改良区の本業である土地改良事業に支障がないか確認します。

② 水土里ビジョンに法令違反がないか

都道府県知事は審査にあたって、次に掲げる事項等について、その適法性を確認することが必要です。

- （１）水土里ビジョンに土地改良区以外の地域の関係者、関連施設との連携が位置付けられているか（法第57条の11第１項）
- （２）水土里ビジョンに位置付けられた施設について、土地改良区管理施設と地域や水系等の関連性が認められるか（法第57条の11第1項）
- （３）ビジョンの内容について、目的、区域、内容など、法の要求する事項を記載してあるか（法第57条の11第２項）
- （４）関係者の意見を聴いた上でビジョンを策定しているか（法第57条の11第４項）
- （５）総（代）会の重要議決が適切に行われているか（法第33条、法第57条第１項）

③ 水土里ビジョンの的確な遂行が困難でないか

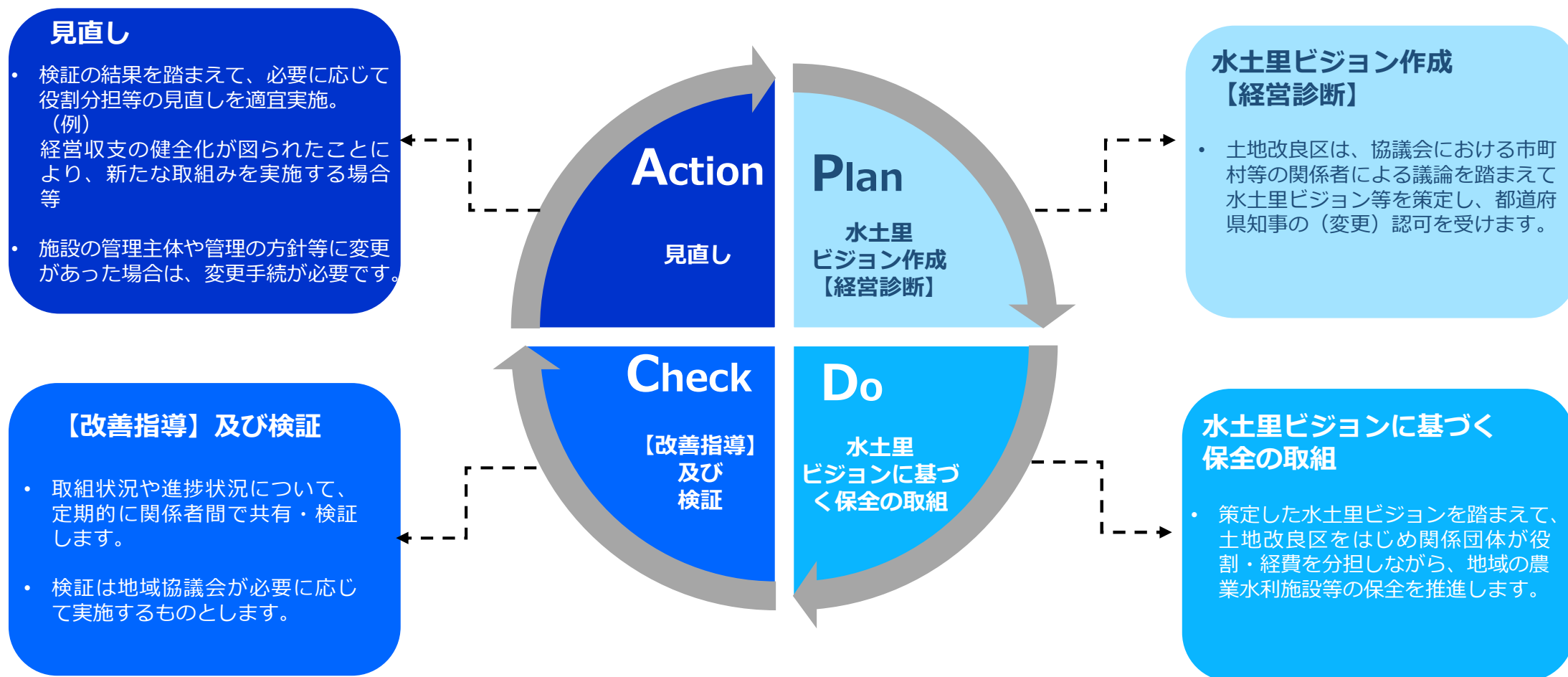
水土里ビジョンの記載内容が土地改良区の経営状況や人的体制等に照らして明らかに実現不可能な内容となっていないかを判断します。

④ 水土里ビジョンに情報通信技術の活用のための環境整備もしくは土地改良区の合併に関する事項が記載されている場合は、それぞれの認可基準を満たしているか

08. Step05 水土里ビジョンに基づく保全の取組

- 水土里ビジョンは、策定するだけでなく、水土里ビジョンに基づく保全の取組を推進していくことが重要。
- そのため、取組状況や進捗状況について定期的に関係者間で共有・検証するとともに、必要に応じて役割分担等の見直しを適宜実施することが必要。

水土里ビジョンを円滑に実行するためのイメージ



注意：① 都道府県協議会は、水土里ビジョンの作成・実行等に関し、アドバイス及びチェックを行い円滑な実施に協力する
② 【 】は、都道府県土地改良事業団体連合会が実施する。
うち、経営診断は水土里ビジョン作成前に実施するものとし、改善指導は数年おきに実施するものとする。

09. お問い合わせ先

- 水土里ビジョンに関するお問い合わせは、下記へご連絡ください。

窓 口	担 当	電話番号(直通)	管 轄
農林水産省 農村振興局整備部土地改良企画課	糸山、比嘉、中村	03-3502-6006	北海道
東北農政局 農村振興部土地改良管理課	前川、佐藤、岩渕	022-221-6252	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局 農村振興部土地改良管理課	中村、加藤、若林	048-740-0506	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県
北陸農政局 農村振興部土地改良管理課	西塔、宇野、佐藤	076-232-4532	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 農村振興部土地改良管理課	山田、鈴木、山崎	052-223-4621	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 農村振興部土地改良管理課	鈴木、松本、谷川	075-414-9019	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 農村振興部土地改良管理課	石村、川嶋、石田	086-224-9410	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局 農村振興部土地改良管理課	今村、新開、田中	096-300-6432	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課	照屋、末吉	098-866-1652	沖縄県